

三田市高齢者・介護審議会 例規

○三田市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

平成21年3月26日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	(省略)			
	三田市高齢者・介護審議会	(1) 市の高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき設置する地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議 (3) 介護保険法に基づき実施する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
(省略)				

(委員構成)

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

○三田市高齢者・介護審議会規則

平成30年12月25日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市高齢者・介護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

- 2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときに、その身分を失う。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、高齢福祉担当課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

(三田市地域包括支援センター運営協議会規則及び三田市地域密着型サービス運営委員会規則の廃止)

- 3 三田市地域包括支援センター運営協議会規則(平成21年三田市規則第20号)及び三田市地域密着型サービス運営委員会規則(平成21年三田市規則第21号)は、廃止する。